

緊急小口資金等特例貸付の申請期限が 11 月 30 日まで延長

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少・失業等でお困りの方へ

緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付及び再貸付）の申請期限は、11 月末まで延長（北海道社会福祉協議会の期日）になりました。ただし、すでに再貸付を終了した世帯は除きます

北海道社会福祉協議会ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp/>

■申請方法

感染防止のため、別海町社会福祉協議会に電話でご相談ください。申請書類を送付します。

窓口での相談を希望される場合も、必ず事前に電話してください。

※10 月から普通郵便・ゆうメールの土曜日配達が廃止されます。

書類の不備があると受付できません。早めの相談・申請をお願いします

■申請書受付期限

令和 3 年 11 月 24 日までに別海町社会福祉協議会に到着

| 緊急小口資金 | ●緊急小口資金 | ●総合支援資金 |
|---------------|--|---|
| 対象者 | 影響を受け、休業等による収入減少で一時的に生計維持の貸付が必要な世帯 | 影響を受け、収入減少や失業等により困窮し、日常生活の維持が困難な世帯 |
| 貸付上限額 | 原則 1 回、一世帯 10 万円以内 ※特例で 20 万円以内（要件あり） | (2 人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※原則 3 月以内 |
| 据置期間 | 貸付日から 1 年以内 | 貸付日から 1 年以内 |
| 償還(返済)期間 | 据置期間終了後 2 年以内 | 据置期間終了後 10 年以内 |
| 貸付利子・保証人 | 無利子、保証人不要 | 無利子、保証人不要 |
| 申込に必要なもの、要件など | <input type="checkbox"/> 身分証明(住民票、健康保険証、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 減収したことが確認できる書類(通帳、給与明細等) | 同左 注) 自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。 失業給付、訓練受講給付、生活保護、年金等の給付を受けている方は、原則対象としない。 |

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯には、償還が免除されることがあります（※資金の種類ごとに課税要件を判定します）

※本資金は借金の返済目的には利用できません

【相談・申請受付窓口】別海町社会福祉協議会 貸付担当 TEL0153-75-2148